

別紙

令和 7 年度（繰越明許）LP ガス電源車購入事業 2

入 札 説 明 書

宿 毛 市

入 札 説 明 書

令和 7 年度（繰越明許） L P ガス電源車購入事業 2 に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとする。

なお、本市で通常執行する入札と手順等が異なる部分があるため、下線部の記載を事前に熟読すること。

記

1. 入札公告日

令和 8 年 8 月 2 1 日（金）

2. 契約者

宿毛市長 中平 富宏

3. 担当部署

〒 7 8 8 - 8 6 8 6 高知県宿毛市希望ヶ丘 1 番地

- ・（入札手続きに関すること）総務課 契約係

電話：0 8 8 0 - 6 2 - 1 2 5 3

FAX：0 8 8 0 - 6 2 - 1 2 7 4

E-Mail：keiyaku@city.sukumo.lg.jp

- ・（事業内容に関すること）危機管理課 危機管理係

電話：0 8 8 0 - 6 2 - 1 2 5 4

FAX：0 8 8 0 - 6 2 - 1 2 7 4

4. 入札に付する事項

入札公告中「1 入札に付する事項」を参照のこと。

5. 入札参加資格の要件

入札公告中「2 入札参加資格の要件」を参照のこと。

6. 入札参加資格の確認

本入札に参加しようとする者は、7 (1) に掲げる申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加することはできない。

7. 申請にあたって提出が必要な書類

(1) 制限付一般競争入札参加資格申請書（第1号様式。押印不要。）

第1号様式は宿毛市公式ホームページよりダウンロード可能。

なお、第1号様式の添付資料として、次に掲げる書類を併せて提出すること。

ア 主たる営業所所在地の国税、都道府県税及び市（区）町村税について滞納が無いことを証するもの。（原本。写しは不可とする。）

イ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（押印不要）

ウ 入札公告中、2(1)イに掲げる契約の履行実績及びこれを証する資料

(2) 申請書類の提出

申請書類の提出については、持参又は郵送（提出期限内に必着）により、令和8年9月9日（水）午後4時まで（必着）に宿毛市総務課契約係まで提出すること。この場合において、提出された申請書類は返還しない。

(3) 競争入札参加資格の決定

入札参加資格の確認は、申請書類等の提出期限日をもって行うものとし、その結果については、令和8年9月11日（金）午後4時までに、申請者に対して制限付一般競争入札参加資格決定通知書（第2号様式）の原本データを電子メールにて送信する。当該データを受信した際は、受信確認のため、速やかに宿毛市総務課契約係宛てに返信の電子メールを送信すること。

なお、第2号様式の正本については、後日郵送する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格決定通知後において、入札参加決定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該入札に参加することができない。

ア 5に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8. 質疑への対応

(1) 質疑がある場合には、「質疑書」（様式自由）により令和8年9月1日（火）午後4時までに、3に示す宿毛市総務課契約係の電子メールアドレス宛てに電子メールにより提出すること（事前に電話で質疑を行う旨を連絡すること）。この場合において、電話・口頭による質疑は、一切受け付けない。

(2) (1)の質疑書に対する回答は、令和8年9月4日（金）午後4時までに宿毛市公式ホームページ上に掲載する。

9. 入札及び開札の日時及び場所

入札公告中、3(3)を参照のこと。

1 0. 入札書（第 3 号様式。以下同じ。）等への記載内容

(1) 入札書提出年月日

(2) 入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）

(3) 入札公告中、1 (5) に掲げる契約希望金額（単位は、円とする。）

(4) 代理人が入札する場合

ア 入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）

イ 代理人であることの表示

ウ 代理人の住所及び氏名

(4) 契約件名又は対象

ア 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を遺漏なく入札書に記載すること。なお、記載内容を訂正する必要が生じた場合は再作成することし、訂正は認めない。

イ 入札参加者等は、その提出した入札書の取替え、訂正又は取消しをすることはできない。

ウ 代理人が入札する場合は、入札書を投函する際にあらかじめ委任状（第 4 号様式。以下同じ。）を提出しなければならない。

1 1. 入札書等に係る押印の取扱

入札書及び委任状に係る全ての押印は、不要とする。

1 2. 入札書等の提出方法

(1) 入札者は、別紙仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札書を持参して入札しなければならない。

(2) 入札者は、指定の日時に指定の場所に出頭し、入札場所の受付に入札参加資格決定通知書の写しを提出しなければ、入札に参加することができない。

(3) 入札者が代理人であるときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ投函することができない。

(4) 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならない。無断で指定する場所を離れ、入札時間に入札しない者は、辞退したものとして取り扱うものとする。

(5) 入札執行中は、入札者間の私語及び放言を禁ずる。指示に従わないときは、投函後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

(6) 入札時間を過ぎても指示に従わず故意に投函しないときは、入札の辞退をしたものとして取り扱うものとする。

- (7) 入札者は、9に掲げる日時及び場所において、所定の入札箱に入札書を投函しなければならない。この場合において、当該入札書は封筒に入れて投函する必要は無い。

1 3. 開札

- (1) 開札は、入札者を立ち会わせて行う。
- (2) 開札場には、入札者、入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(1)の立会い職員以外の者は入場することはできない。なお、開札場に入場できる入札関係職員は、2名までとする。
- (3) 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札者に該当する者であることを証明しなければならない。
- (5) 入札者は、入札関係職員が特にやむをえない事情があると認める場合を除き、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札場において、次に掲げるいずれかに該当する者は、当該開札場から退場させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (7) 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。
- (8) 再度の入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。
- (9) 再度の入札を行っても落札者が決定しないときは、最低価格の入札を行った入札者から順次随意契約の交渉を行う場合がある。

1 4. 落札者の決定方法

- (1) 決定された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、入札執行者の指示する時点において当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者が、指定の期日（落札決定の日から10日以内）までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

1 5. 入札の無効等

入札公告中、4(7)を参照のこと。

1 6．入札の延期又は中止

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

1 7．費用負担

入札者又は契約の相手方が本件履行に関して要する費用については、全て当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

1 8．競争入札心得の取扱等

入札者は、入札後において本説明書及び別添競争入札心得においてあらかじめ示された入札条件、別紙仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。なお、本説明書及び別添競争入札心得において重複する内容がある場合は、本説明書の記載事項を優先するものとする。